

京都府京丹波町議会

(事績 3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

◆議員定数削減・議員報酬の見直しなど議会改革と議会活性化への取り組み

●取り組みに向けての流れ

近年、過疎自治体においては、地方議員のなり手不足や若い世代の立候補が少ない実情がある。現行（改正前）の議員定数 16 人である本町においても立候補者が減少傾向にあり、無投票または定数割れとなることは地方自治の存続に関わる重大な問題であることから、令和 2 年 1 月に議長より議会運営委員会に「定数・報酬等について」及び「議会の今後の在り方」について諮問があった。

本諮問を受け、議会運営委員会では令和 2 年 1 月から 11 回の委員会を開催し、取り組みについて検討を進めてきた。また、全員協議会においても令和 2 年から 9 回の会議を開催し、議会運営委員会での検討の報告を踏まえ、全議員の意見も求めてきた。

その過程において、令和 2 年 12 月 15 日及び令和 3 年 1 月 22 日には、議員間及びグループ間で議員定数・報酬等についてプレゼンテーションを行い、提案に対する質疑応答を行う会議を開催した。

議員定数等を検討するにあたっては、令和元年 6 月に制定した議会基本条例にもとづく議会報告会を開催し、議会で行っている重要な案件を町民に理解していただく必要があったが、コロナ禍であったため参集が困難な状況であった。議会報告会のなかで町民の意見聴取を行い、取り組みを進めていくことが目指すべき本来の姿ではあるが、やむを得ず議会報告会に替わる方法を模索してきた。そこで、令和 3 年 2 月 16 日に開催した全員協議会において、定数や報酬についての考え方をグループ（3 案）ごとにプレゼンし、その会議の様子を令和 3 年 2 月 27 日から 3 月 5 日までの 1 週間、町ケーブルテレビで放映した。

●新しい議員定数案（3 案）についての議論（プレゼンテーション）

(1) 【定数現状維持】（4 議員の主張）

定数減により、①町民と行政をつなぐパイプを細くすることになる。②広い面積の本町においては、町民の意見が聴取しづらくなる。③なり手不足に拍車がかかるなどを主張した。

(2) 【定数 2 削減案】（3 議員の主張）

①人口減に対応して議員数も減らすべきであるが、多様性の確保のために大きく削減すべきではない。②町村議会議長会の報告や類似自治体との比較などを参考に、大きく変えるべきではないなどを主張した。

(3)【定数4削減案】(7議員の主張)

①現状の報酬額や社会保障も無いなどの条件面から、子育て世代をはじめとする若者が議員に立候補できない。定数を大きく減らし報酬を大きく上げることで、若い世代も立候補しやすくなる。②若い世代に限らず報酬を上げることで、有能な人材が議会に入る可能性が高まる。③人口減少に応じて議員数及び職員数を減らすべきなどを主張した。

●町民アンケートの実施

議員定数などの検討を進める上で参考とするため、プレゼンテーションの放映と同時に町民アンケートを実施した。無作為抽出による町内在住の18歳以上の方500人を対象として郵送により実施し、有効回収数は188票、有効回収率は37.6%であった。議員定数についての調査結果としては、「現状の議員定数は多い(47.9%)」、「現状のままでよい(23.9%)」といった結果であった。

議員間の議論を経たうえで、多数の議員が定数削減を支持していることと、町民アンケート結果も踏まえ、現定数より削減することとし、改正後の議員定数を12人から15人として提案を行った。

●議員報酬の考え方

現行(改正前)の議員報酬月額21万円では、子育て世代を含む若者が立候補することは困難である。年齢に関わらず、年間を通じて議員活動をするには十分な額とは言えないという意見に対して、ほぼ全議員が同意した一方で、コロナ禍の下での報酬増には、町民の理解が得られないのではないかといった慎重な意見も一部あった。また、勤務日数から算出する「原価方式」を根拠とする場合、議員としての仕事の量や質そのものを見直す必要があることなども討議された。報酬の決め方において、議員報酬を「生活給」として考える提案は、若い働き世代が町政に参画しやすくなる条件整備の一つでもあり、必要な要素であると考えられる。

議員報酬月額(21万円)についての町民アンケートの調査結果としては、「低い(25.5%)」、「現状のままでよい(23.9%)」、「高い(13.3%)」といった結果であった。

町の財政負担を増加させないことを前提に、現在の１６人から減少した議員数の報酬を割り戻して、新しい人数に加算する方法などがプレゼンテーションにおいて提案された。また、議員は職業として専従し、報酬で生活を維持し活動でき得る報酬額とすべきとの意見も出された。こうした意見も踏まえて、改正後の報酬月額を２２万円から２８万円として提案を行った。

●「議会議員定数・議員報酬等」及び「今後の議会の在り方」について(答申)のまとめ
上記のとおり、１年４カ月にわたって、議会運営委員会を中心に議長諮問の「議会議員定数・議員報酬等」及び「今後の議会の在り方」の審議を行った。

審議過程においては、議員間のプレゼンテーションや町ケーブルテレビによる議員間討議の放映、町民アンケートを実施するなど、会派を超えての議論を深める取り組みを進めてきた。

コロナ禍により議会活動が活発化し、町ケーブルテレビを活用した議会報告会や重要課題による議員間討議の実施など、結果的にこれまで以上に積極的な活動が進んだ部分もある。これらを踏まえて、今後もさらに議会改革と議会活性化に取り組む必要がある。次の新しい時代を見据えて本町が名実ともに一つの町となり発展し、議会においても町民の代表機関として、町民の負託に応えるために力強く前進していくことを願い、議会運営委員長から議長に答申書を提出した。

●答申後の経過

令和３年６月定例会において、議員定数を１６人から３人を減じた１３人とする議員定数条例改正案を提案し、賛成多数で可決した。議員定数を１３人とした背景には、先述の町民アンケートの調査結果において、議員定数についての意見から読み取れた理想的な議員定数としては１４人が最も多く、次いで１２人、１３人と続いていたこと、また、理想的な議員定数の平均人数が１２．９人となったことがある。この結果を受けて、議会として一人でも多い賛成者による議員定数条例の改正案となるよう模索し、議員発議により本提案を行った。

本議案が可決されたことに伴い、定例会閉会後に議長から町長に議員報酬の改正を依頼した。その結果、町長は特別職報酬等審議会を開催することを決定し、審議会において議員報酬の額が審議されることとなった。

本審議会の答申を踏まえ、同年９月定例会において、議員の月額報酬を現行から２万円引き上げる条例改正案が提案され、全会一致で可決した。

●議員定数及び議員報酬の改正時期

改正後の議員定数は、令和３年１１月１４日執行の議会議員一般選挙から適用する。同じく議員報酬についても、同選挙において選挙された議員を対象とし、同年１１月２０日以降の報酬額から適用する。

●その他の取り組み（補足）

議会基本条例にもとづく令和３年度の議会報告会は、長引くコロナ禍のため町ケーブルテレビでの放映により実施した。そこでは、これまでの議員定数削減や議員報酬の改正などの取り組みについて、町民に広く広報することを目的として、「議会議員定数・議員報酬等及び今後の議会のあり方について（答申）」をテーマに開催した。

今後は議会基本条例にもとづく、さらなる議会改革と議会活性化を図るため、常任委員会の構成見直しや、議会報告会などの広報広聴活動を充実させていくこととする。なお、常任委員会の構成見直しは、令和３年第６回臨時会で条例改正を行い、さらに、同年第７回臨時会で議会広報広聴特別委員会を設置したところである。